令和８年（フ）第１０９９号
さいたま市見沼区春野一丁目６番９―506号
破産者　株式会社ＪＣＫ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９７号
埼玉県新座市新堀三丁目５番７―808号
破産者　合同会社ＲＳカンパニー
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６１３号
神奈川県川崎市麻生区黒川80―１セントラルビル２Ｆ
破産者　株式会社ビーエムエフ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７８号
埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市岩岡町640番地47
破産者　株式会社アートテクニカＰ．Ｒ．Ｂ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５５号
埼玉県川越市大字中福18番地４
破産者　株式会社町田創建
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１１５号
千葉県四街道市吉岡613番地29　（株）Ｓｕｎｒｉｋｏ内
破産者　上野　　翔
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１８１７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目３番５号
破産者　ファンチーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１１９号
東京都国分寺市北町五丁目５番地９めぞん・ド・ジュネス国分寺203、開始決定時の住所東京都小平市学園西町１丁目１番18―206号
破産者　山村　沙織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８８号
東京都小金井市前原町４丁目９番33号グリーンタウン前原205
破産者　久永　翔也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６８号
東京都西東京市南町１丁目14番13号梓ハイツ203号
破産者　加藤　静華
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３７号
名古屋市中村区佐古前町20番20号
破産者　株式会社ＡＧＥＲＡ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５号
名古屋市西区比良１丁目311番地
破産者　株式会社誠和
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９号
北九州市小倉北区浅野二丁目10番13号　サンパティーク浅野10号
破産者　株式会社三九
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３６８号
沖縄県浦添市内間一丁目14番18号　てだこヒルズ103号室、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目234番地12
破産者　木村　善明こと　車　　善明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８８号
茨城県つくば市安食2517番地16
破産者　株式会社つくば建設
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市東三島５丁目73番地15　メルベイユＢ―102号
破産者　鈴木　憲一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１１１１号
東京都西東京市田無町２丁目１番１―1613号
破産者　石山　一子（旧姓池田）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７６号
東京都小平市大沼町４丁目25番６号
破産者　服部　穂香
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８２号
東京都多摩市鶴牧２丁目21番地の17アクシイズ唐木田212
破産者　佐々木　彩
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１８号
東京都清瀬市中清戸一丁目609番地３リリーベル205号
破産者　中尾　幸司
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ４―301号
破産者　鷹觜　博哉
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部